

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号
W i - F i ルーター借上	7043	
	防衛大臣承認	—
	作 成	令 和 7 年 4 月 1 1 日
	変 更	—
	作成部隊等名	高 田 駐 屯 地 業 務 隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、高田駐屯地業務隊において使用するW i - F i ルーター借上（以下、「本借上」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- 1) G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
- 2) G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 3) G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

- 1) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達） [防装庁（事）第3号（31.1.9）]
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知） [装プ武第188号（31.1.9）]

2 製品に関する要求

2.1 一般要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本借上は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- b) I T 利用装備品サプライチェーン・リスク対応については G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 の 2.1 による。
- c) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 借上機器

借上機器は、表1による。

表1—借上機器

Wi-Fiルーター	
データ回線	4G/4GLTE又は5Gとし、データ通信量の制限無しとする。

2.3 性能等

借上機器の性能は、次による。

- a) 官側が別途取得した業務用電子計算機1台を収容し、インターネットの常時接続が可能であること。
- b) 回線速度は、4G/4GLTE又は5G規格対応であること。
- c) レンタル機材の損傷等補償サービスが付加されていること。
- d) 回線工事を伴わず使用可能であること。
- e) 高田駐屯地の建物内において十分な通信感度が維持されること。

2.4 数量

1台

3 品質管理

本機は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り得るべきソースコードなどの埋込み又は組み込みその他官側の意図しない変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、商習慣による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2.3によるものとし、個装及び内装の表示は、商習慣による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、表2によるものとし、数量は、標準添付品を含むものとする。

表2－附属品

電源ケーブル (ACアダプタ)	a) AC100V～240V対応 b) 50Hz/60Hz対応
取扱説明書	日本語版とする。
試験成績書	品質保証書で代用することができる。

6.2 取扱説明書

取扱説明書は、GLT-CG-C000001の5.1 a)による。

6.3 試験成績書

試験成績書は、GLT-CG-C000001の箇条7による。

6.4 その他提出書類

以下の書類を提出することとする。様式は官側が別途示す。

- a) 納品書
- b) 受領書
- c) その他指示された書類

7 借上期間等

7.1 借上期間

令和7年5月12日（月）～令和8年3月31日（火）

7.2 搬入・引取場所

陸上自衛隊高田駐屯地

搬入・引取りに係る送料等は請負者側にて負担するものとする。

8 その他

8.1 情報の保全

- a) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方が第三者に従事させる場合は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」によって、所要の届出などを実施するものとする。

8.2 保守

機器不良が生じた場合には、速やかに代替機器に交換すること。それ以外による場合は官側と協議の上実施するものとする。

8.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。